

官撰儀式書の構成の模索と漢籍

尾留川 方孝

はじめに

儀式は形式主義的行為ではあるが、文化的政治的意義をもった人間関係や認識を実体化する象徴的表現である。摂関期の貴族にとって儀式の遂行は最も重要な職務の一つであり、過失なく実行するために口伝や先例を記した日記などで各儀式を研究した。そうした中から有職故実の流派が成立し、また私撰儀式書が編纂された。これらは王朝文化の規範の一つとなり、またながく学問の対象とされた。

これら摂関期の私撰儀式書には共通する基本的構成があるのだが、それはこれに先立つ律令期の官撰儀式書で行わ

れた全体の構成についての模索ないし試行錯誤の結果成立する。本稿ではこの過程、すなわち『内裏式』から『新儀式』にいたる官撰儀式書の全体の構成に関する試行錯誤ないし模索の過程を考察する。儀式の個別具体的内容ではなく儀式書の全体の構成、おもに各儀式の配列に注目し、これにどのような特徴があるのか、どのような部分で中国の制度や文化の影響を受けているのか、さらに日本では特殊な地位にあった神祇祭祀がどのように位置づけを変化させたのかをたどり、儀式書の思想的背景を考察する。⁽¹⁾

一、日本の儀式書と中国の儀注

これまで儀式書とそこに記載される儀式について、各儀式の内容や成立および歴史の変遷についての研究、各儀式書の成立等の文献的研究、そして儀式書と律令の関係の研究などがなされてきた。近年では各儀式および儀式書が中国からの影響を受けて成立したもので、礼制度ないし礼思想という包括的枠組みの導入でもあったと論じられる。これによれば『内裏式』などの日本の官撰儀式書は、律令と相互補完的關係にあつて国や社会の秩序を支える中国の儀注に倣うものであるという。

これらはつぎのように論じている。最初の官撰儀式書とされる『内裏式』の序が『隋書』経籍志に由来する「蓋儀注興、其所由来久矣」の語句ではじまることなどから、これが儀注として編纂されたとする。儀注とは、『隋書』経籍志や『旧唐書』礼儀志の文章や分類を根拠に、経書の三礼とは区別される『江都集礼』『貞観礼』『開元礼』などを指すという。さらに『内裏式』やその後継に含まれる儀式のいくつかは、『開元礼』などに依拠して整備されたことが明らかにされていることから、『内裏式』以下の儀式書は中国の『江都集礼』や『開元礼』といった儀注に倣い成

立したとする。^③

古代日本が国家制度や文化を整備するにあたって手本としてきた中国では、律令と儀注に定める礼が相互補完し表裏一体となり、国家の制度や秩序を支えていた。日本はこれを手本に中央集権的国家となったわけだが、当初は律令のみを編纂するにとどまり、これを補足する施行細則の格式もまた儀注とともに編纂されなかった。そののち唐の制度や文化の理解と導入がさらに進められ、儀注が請来されたのを一つの契機として、最初の官撰儀式書が編纂された。すなわちすでに行われていた個々の儀式が律令とともに国家の制度や秩序を形作るものとして意義を再認識され、これに新たに整備された儀式を加えまとめることで儀式書が成立したとされる。

ようするに、中国の律令と儀注の相互補完的仕組みを手本として、日本ではこれらを時間差をもつて導入した。まず律令の編纂や導入が行われ、これに遅れて礼思想もしくは礼制度がしだいに理解され浸透した結果、平安時代のはじめに儀注に相当する儀式書が成立したのだと先行研究では説明される。はたしてこうした理解は妥当なのだろうか。

二、中国の儀注の内容と意義

礼とは儒学でもっとも重視されるものの一つで、『周礼』『儀礼』『礼記』の三礼が経書とされる。礼の意味や内容にはかなりの広がりがあるのだが、『説文解字』では「礼は履なり」とあり、ひとまず人が踏み行うべき実体的行為、外形性が意識される具体的行動規範だと考えてよいだろう。その実践は漢から唐にいたるまで儒学の重要な課題の一つであった。

礼は大きくわければ二つに分類できるだろう。一つは、政治権力とは直接には結びついていないもので、『礼記』曲礼上で「聖人作ち、礼を為りて以て人に教へ、人をして礼有るを以て、自ら禽獸より別つことを知らしむ」と言われるように、実行者を禽獸から差別化し人たらしめ、また文化的存在として夷狄などから差別化する礼である。広く支配者層が実践すべき行動規範であり、『儀礼』が多く論じるところである。そしてこれは文化的存在の間でも機能し「夫れ礼は親疏を定め、嫌疑を決し、同異を別ち、是非を明らかにする所以なり」と相互の差別化もする。もう一つは、政治権力における特定の地位や身分に伴う行動規範であり、『周礼』に記されるところである。その内容はつ

まるところ官制と言えるもので、各官人の職務を記しているのだが、これも礼とされる。『礼記』王制などでも、王の政治もその地位に特有の礼と位置づけている。

政治権力の構成者としての職務的規範は、時代が降ると礼から分化し法律として規定され、したがって礼は時代が降ると内容が限定されたものになる。漢以降に法家的統治機構が整備され、これを構成する各官人の行動規範は、皇帝の命令である律令により規定されるようになる。晋になると、刑法と行政法を分類しそれぞれ別々にまとめる「律令」の形態が成立し、さらにこれとは独立して晋礼が儀注として編纂される。隋さらに唐もこれを受け、皇帝の命令である律令を編纂し、『周礼』を承ける『唐六典』を編纂する一方で、これらとは別に『開元礼』などの儀注が編纂される。唐の儀注は礼から分化独立した律令や官制は含まない。かつては礼に広範な事柄が含まれていたが、儀注はその全体ではなくて一部分を継承するにすぎない。

ここで全体が現存する『開元礼』を取り上げ、律令などが分化したあと礼に残された内容を概観する。『開元礼』は、先行する儀注に倣い、行うべき状況や対象の違いにより礼を五つに分類し、吉・賓・軍・嘉・凶の順序に配列するという形式をとる。また内容の性質に注目すれば二つに大別できる。

一つは、皇帝から六品以下にいたる支配者層のすべての構成員が、それぞれ別個に行う相似的礼である。吉礼の廟祭、嘉礼の加冠や婚姻、凶礼の喪葬などは、家の中での立場や家の範囲を実体的に表現したり、その変化を明示したりする。皇帝は宗廟を祭り、臣下も各々自分の祖先の廟を祭る。加冠や婚姻や喪葬も皇帝から六品以下に至までそれぞれ行う。そしてより地位の高い者がより大規模に、より地位の低い者は小規模にと、その規模や程度が地位に応じて定められている。支配者層内部で相互に差別化し、全体を序列化する。

もう一つは、身分や地位に特有の礼である。代表的なのは朝賀である。朝賀では皇帝は臣下の朝賀を受けることでその上位にあることを表現し、臣下は朝賀をする順序により身分の高低が表現される。賓礼もその延長線上にあり、直接の支配下にはない蕃国使の朝賀とも言うべき内容になっている。そして関係が対立的である場合には、軍礼により自身でまたは將軍を派遣しこれを征伐することが定められている。これらの礼で主体となるのは皇帝に限定されている。さらにこれに準じるものとして領域の統治者が行う礼がある。すなわち皇帝は全世界を統治するので天地を祭り山や海も祭る。諸侯に比せられる刺史・県令等は諸州・諸県で社稷を祭る。これらの礼の主体は、それぞれの領域

の統治者に限定される。政治的意義があり一部は律令と重なるが、人民を支配統治する政治とは区別される。

このほかにも、政治権力やその中ででの地位と直接には関係がない農事曆的行為がある。明堂で時令を読む、農業神である先農を祭る、円丘で穀物の実りを祈りまた雨ごいをする、織物の先蚕も祭るといったものだが、補足的なものである。あくまで『開元礼』の根幹は、支配者層の誰もが行う相似的礼と、身分に特有の礼の二つである。

こうした内容を持つ『開元礼』が実現するのは、つまるところ身分のヒエラルキーである。

皇帝がその地位にあることを臣下に認めさせることと、臣下が地位や身分を承認されることは一体である。臣下が自身の地位を認めさせる根拠として冠婚葬祭などの礼を用いるということは、同時に皇帝がする冠婚葬祭をも正当化の根拠として認めることになる。しかもその規模はより大きいため、皇帝がより高い地位にあることを承認することになる。諸侯になぞらえられる刺史や県令は社稷を祭ることとでその領域の統治者であることを表現するが、これも同時にそれらを全て含む天地を祭る皇帝が全世界の統治者であることを承認することになる。臣下が自身の地位を認めさせるべく礼を行うことが、結果として礼を行う皇帝の地位を認めることになる。

皇帝の地位の正当化は礼で構築されるヒエラルキーの中に自身を組み込むことで実現されるのだから、儀注は身分の低い者だけを規定するのでも、身分の高いもののみを規定するのでもない。身分の低い人から高い人まで、皇帝を含め支配者層の全体を包括し規定するから、儀注は特有の意義を持つ。言い換えるなら、儀注は皇帝を含むすべての官人の礼をそれぞれ規定し、身分の上下関係の体系を制度として構築し再生産するとともに、各人がそのヒエラルキーのどこに位置するかを表現するものとして構成されているのである。皇帝から臣下の各々が、礼の独立した主体となるからこそ、相互に差別化されヒエラルキーを作る。

『開元礼』は律令だけでは解決できないことを補完するものとして編纂された。律令は国家の官制や運営方法を規定するが、つまるところ皇帝の命令の恒常化したものだから、これに先立って皇帝が皇帝として承認されなければ効果を生じない。皇帝であると認めさせる根拠こそ律令では回収しきれない「礼」の観念であり、それを記したのが『開元礼』などの儀注である。

三、日本の儀式書と歳時

日本の官撰儀式書所収の各儀式の具体的次第については、

积淀で最も典型的に見られるように、たしかに『開元礼』などの儀注に倣っていると確認できる。⁽⁴⁾しかし、全体の構成すなわちどのような儀式が記載されるか、またそれらがどのような順序に配列されるかといった点は儀注と大きく異なる。儀式書の構成は、全体の配列が五礼に分類されておらず、実施される日付順になっていること、儀注にはない節日と政務的内容が掲載される一方、臣下が主体となつて各自で行うものがないといった特徴がある。このことは日本の儀式書の性質を探る糸口になる。

『内裏式』の全体の配列は、詳しくは以下の通りである。⁽⁵⁾『内裏式』は全三巻で、上巻と中巻では正月の朝賀からはじまって重陽の節日、十一月新嘗、十二月大饗と日付順に各儀式が配列され、下巻では任官など臨時の儀式が記されている。この日付順の配列は雑令の節日条に由来すると考えられる。また『類聚国史』ではこれら節日を巻第七十から巻第七十五に歳時部としてまとめている。つまり『内裏式』は節日に朝賀や大饗といった儀式を加え歳時として構成し、臨時のものを別にまとめたのである。

こうした構成になったのは、礼の意義が十分に咀嚼されずにいたため、すでに受容されていた雑令の節日条を取りあえず土台にしたにすぎず、礼の理解と導入がさらに進めば性質による分類がなされ儀注の構成に近づくと考えら

れるが、実際にはそうはならない。

『内裏式』のちに編纂された『貞観儀式』は全十巻で、巻第一に祈年祭儀、春日祭儀以下、朝廷外にある神社への祭祀があり、巻第二から巻第四に踐祚大嘗祭儀がある。巻第五で正月八日講最勝王経儀、鎮魂祭儀以下、朝廷での神事と続き、その最後に讓国儀、天皇即位儀、立皇后儀などが加えられている。ここまでは主に神祇祭祀に関わるもので、重要性和文章量から踐祚大嘗祭を独立したグループにし、ほかの儀式も中心となる場所によって朝廷内と朝廷外の二つに分類し、それぞれ日付順に並べられている。儀式の性質にしたがって分類しようとする編纂の姿勢が見られる。それから巻第六以降に『内裏式』を承けた歳時が並び、巻第十の後半から臨時の政務、遣唐使や將軍の派遣といった対外的なものが並べられる。全体としてはこうした配列になっているのだが細かく見ると、それぞれの巻末には『内裏式』を承けた儀式に続けて新しく成立した儀式が適宜追加されたと思われる構成になっている、必ずしも整理されているとは言えず、さらなる整理と編集を予想させる。

『貞観儀式』の最大の特徴は『内裏式』が日付順の歳時として構成されるのに対し、これに神祇祭祀およびこれに準じるもののグループをあらたに加えたことである。この

神祇祭祀はおおむね儀注にある天地の祭祀に相当すると考えられるから、これを核に増補して、他の儀式も種類別に配列し直すならば、儀注に準じた五礼の構成になるだろう。しかし実際には、続いて編纂された『延喜儀式』でも、全体の構成は五礼やそれに準じる分類に向かっていない。『延喜儀式』は散逸しているが逸文のほかに目次が残されているので全体の構成はわかる。

『延喜儀式』は、『貞観儀式』が整理されているとは言い難かったのに対して、完成形と言いうるものになっている。巻第一に神事がまとめられ、巻第二から巻第四まで踐祚大嘗祭儀、巻第五は即位儀、讓国儀、立皇后儀、立皇太子儀、さらに任参議已上儀といった国家における重要な地位の変化に関わるものが置かれる。それから巻第六は元正朝賀儀からはじまる一月の儀式、巻第七は二月の春夏季祿目録儀から五月の観騎射儀まで、巻第八は七月の相撲儀から十二月の大饗儀まで恒例の歳時が並ぶ。そして最後に臨時の儀式がまとめられる。巻第九では朝堂儀、告朔儀、五位已上表儀、飛駅儀、固開閑儀などの国内政務に関するものがあり、巻第十には賜將軍節刀儀、賜遣唐使節刀儀、渤海国使進王啓并信物儀といった対外的行為と、挙哀儀、弔喪儀、贈品位儀の凶礼に関わるものとなっている。

『貞観儀式』では朝廷内神事のグループがあったが、『延

『延喜儀式』ではこれを解体し、神事のグループは一つになる。『貞観儀式』で朝廷内神事のグループにあった儀式は、『延喜儀式』では神事が朝廷歳時に移動されている。そして歳時のグループでは各儀式が日付順に整然と並べられ前後することがない。朝廷での地位に関わるものも一つにまとめられ、まず天皇の踐祚大嘗祭があり、つぎに讓位、そのあとに皇后・皇太子、さらに臣下と続き、尊卑の順に整然と並べられている。臨時の儀式も、国内政務に関わる儀式、友好的および対立的の双方を含む対外的性格を持つ儀式、さらに凶札に関わる儀式と、性格により分類されている。全十巻であることは『貞観儀式』と変わらないが、大きな分類、その中の細かい配列ともに、儀式の性質・性格によってそれぞれまとめられていて、『貞観儀式』と比較し整然とした配列になっている。

『延喜儀式』はこのように整然と構成されているが、五礼で構成される儀注とは依然として異質である。神事はあくまで屹立したグループで、五礼の一つとして相対化されることもない。山陵祭祀や大饗は実施時期が決まっているため歳時とされ、賜將軍節刀儀などは臨時のこととされ、これらの儀式を中国の儀注のように吉礼や軍礼として分類することはない。分類と配列に関して儀注を模範としてはいないことは明らかである。

『延喜儀式』は高い完成度を持つていたが成立後に用いられなかったよう^⑦で、ほどなく『新儀式』が成立する^⑧。『新儀式』も全文は伝わらないが、現存部分と諸書に引かれる逸文からその構成は、巻一から巻三は恒例年中行事、巻四と巻五は臨時行事、巻六は臨時大儀と推定されている。つまり歳時と臨時の二つのみに分類している。『貞観儀式』で新たに加えられ『延喜儀式』で一つに統合された神事のグループは解体され、そこに記されていた各祭祀は歳時のなかに他の儀式と同じように配列されるのである。

ようするに『内裏式』から『新儀式』にいたる官撰儀式書の構成はつぎのような経過をたどった。最初の『内裏式』は歳時として構成された。『貞観儀式』であらたに神事が独立したグループとして加えられたものの、『延喜儀式』で縮小され、『新儀式』に至って神事のグループそのものを解体し、儀式の性質にかかわらず全体を『内裏式』と同じように歳時として再構成した。神事を取り込むという大きな変化があるが、歳時として構成しようとする指向性は官撰儀式書に一貫している。

そして諸儀式を歳時へと収斂させたこの構成は、これ以降に現れる私撰儀式書で踏襲される。『西宮記』『北山抄』『九条年中行事』『小野宮年中行事』などみな同様で、臨時のことはさまざまに分類・配列されるが、時期の決まっ

いるものは歳時として配列し、そのあとに臨時を置くことは変わらない。『内裏式』から『新儀式』にいたる官撰儀式書では全体の構成が変遷したが、これ以降全体の構成が大きく変化することはない。

四、唐での歳時と礼の関係

唐での分類によれば歳時と礼は全く異なるものである。日本にも請求され『日本書紀』の編纂をはじめひろく利用された類書『芸文類聚』での分類を見れば、節日をはじめとする歳時と礼が、それぞれ異質なものの認識されていたことが明らかである。

『芸文類聚』は以下のように構成される。まず最初に天地に関するものが置かれる。第一巻と第二巻は天部で天、日、月、雨、雷などがある。第三巻から第五巻が歳時部で、春夏秋冬、元正、寒食、三月三、五月五などが並ぶ。第六巻から第十巻は地部、州部、山部、水部などの項目が立てられている。つぎに人に関するものが置かれる。第十一巻から第十六巻までが帝王部および后妃部と儲宮部、第十七巻から第三十七巻が人部で、人の頭、耳などの人体を構成する各部分、聖賢忠孝などの徳目や性質に関するものなど、最後に隠逸と続く。そしてそのあと第三十八巻から第四十

巻に礼部があり、その内容は儀注と基本的に一致する。さらに第四十一巻から第四十四巻に礼と関連の深い楽部が続く。第四十五巻から第五十巻に職官部が置かれるのだが、これは官制に関するものでおおむね『唐六典』に対応する内容である。第五十二巻から治政部、刑法部が続き、第五十九巻と第六十巻がそれぞれ武部と軍器部である。そして衣食住や生活文化を支える道具となる。第六十一巻から居処部、産業部、衣冠部、儀飾部以下多様なものがある。第九十巻からは鳥部・獣部・鱗介部など動物類があり、最後の第九十八巻から第百巻で、祥瑞部と災異部の特異現象が置かれる。こうした構成は『初学記』でもほぼ同様である。

歳時部が天部と地部のあいだに配置されていることが端的に示すように、歳時や節日は自然環境の循環的变化である四季の移り変わりのことに分類され、またこの変化へ対する人の対応として位置づけられる。一方、礼は自然環境と対置されるところの人に分類され、しかも人を単独でとらえるのではなく関係においてとらえるグループの最初に置かれ、職官とも区別される。礼は自然環境や自然現象とは直接は関係のない、人の構成する関係についての事柄である。歳時や節日と礼は配置される位置からも全く性質が異なるもの考えられていたことが明らかである。ちなみに『開元礼』は歳時の中核をなす節日を含まない。

先行研究では、唐の律令を模倣してまず日本の律令が編纂され、それから唐の文化や制度の理解の深まりののち、儀注に倣い官撰儀式書が編纂されたとされてきたが、全体の構成に関する限り日本の官撰儀式書は中国の儀注を模倣していない。歳時と礼は性質が異なることを知りながら、礼ではなく歳時として構成したものが日本の官撰儀式書なのである。その意義も当然唐における礼とは異なったものになる。

五、日本での儀式の実行主体

日本の儀式書には、構成要素の有無に関しても二つの特徴がある。すなわち唐の儀注と異なり、日本の儀式書には政務的内容の儀式あり、かつ臣下がそれぞれ主体となつて行う儀式がない。なぜこうした特徴があるのか、儀式の主体は誰なのかという視点から明らかにされる。

『開元礼』では、皇帝から六品以下に至るまでみな独立した礼の実行主体であり、廟祭・喪葬などの方法や規模がそれぞれ身分に応じて規定されるのに対して、日本の儀式書には、臣下が独立した主体として実行する儀式がない。婚姻や加冠元服は誰が行うことなのに、立后や皇太子元服などがあるだけで、これらに相当する臣下の行う儀式は

記載されない^⑨。

では儀式書に載せられる各儀式の実行主体は誰なのか。それは『内裏式』という書名が端的に表している。「内裏」は国家権力の頂点ないし中心にある天皇の居住空間であり、同時に天皇自身のことまたはその権限・権力を意味している。『内裏式』の成立した頃、天皇の私的で閉鎖的な空間から、より開放的な政治的空間へと変化していた。したがって内裏とは天皇個人ではなく天皇を中心とする中央集権の核心ないし権力中枢を意味する。

このことは、『延喜式』にある儀式書への言及からもうかがわれる。『延喜式』では儀式に関する規定も盛り込まれているが、儀式書を念頭に「事は儀式に見ゆ」と注を付け詳細は記していない^⑩。こうした条文の多寡は、そのままその官職の儀式書に記載された儀式への関与の程度をあらわしている。この注記が最も多いのは権力中枢である太政官である。『西宮記』『北山抄』『九条年中行事』『小野宮年中行事』『新撰年中行事』『師元年中行事』など私撰儀式書のほとんどが大臣や大納言・外記といった太政官の構成員の手になることから、その関与の程度の高さが理解される。そして太政官に続くのは、権力の意思を決定し示す詔勅立案に関わる中務省である。中務省の「中」の文字は禁中の意とされ、『内裏式』の名称とのつながりも感じさせ

る。儀式はこうした権力中枢にいる人々が一体となつて行う。

日本の政治的権力集団は、それぞれ独自に力をもつ畿内の氏族の連合体に由来するが、律令制を導入して天皇を頂点とする中央集権的国家を目指し、氏族の単なる集合体であることを越えようとした。その権力や権威は、天皇を頂点にして各氏族が自ら官人として仕ええるという一つの協働作業によつて、はじめて有力氏族の単なる集合を超越するものとして実現する。儀式の主体はこうした権力集団であり、儀式は自分たちの相互関係を再構築し集団全体の権威を向上させるための協働である。

儀式書に政務的内容が含まれるという中国の儀注には見られない特徴も、この範疇において理解される。日本の儀式書は権力中枢が主体となる行為の規定であり、その意味で政治と重なる。奏詔書儀や少納言尋常奏儀、固閑などの政務的行為はやはり天皇に代表される権力中枢に特有のものだから儀式書に記載されるのはむしろ当然である。『新儀式』とほぼ同時期に成立した最初期の私撰儀式書『本朝月令』が、『令集解』や『政事要略』など律令や政治に関わるものを編纂した明法家の家系の者によつて編纂されていることから、儀式と政治の連続性もしくは隣接性があるかがわかる。さらに日本では唐とは異なり歳時は休暇と

ならず、朝廷の公務である。

このように日本の儀式書は権力中枢に特有のことを規定するものであるため、儀注とは当然性質が異なる。儀注は朝廷の構成者を独立した主体として捉え、それぞれが行うべき礼を規定し、身分のヒエラルキーを構築する。これが天子や王の命令が礼から分化して律令となつたあとになお残る礼なのである。これに対して日本の儀式書に載せられる儀式は権力中枢に特有の協働的行為である。儀式は各人が独立した主体として行うものではなく、天皇や大臣等によつて構成される権力集団が協働し実行される。したがつて儀式は官人同士や天皇と官人の身分や地位の差別化を必ずしももたらさない。朝賀は身分の差別を表現しているが、それ以上に参加者全員がひとつの朝廷を構成していることをあらわしているのである。『開元礼』などの儀注の影響により日本で儀式書が編纂されたものの、唐にあるような礼に基づく身分秩序やこれに基づく皇帝の正統性の表現は、日本では成り立っていない。

六、儀式書と『礼記』月令

ここで再び儀式書の名称に注目したい。官撰儀式書は最初の『内裏式』がすでに歳時として構成されていたが、神

事を含めて歳時として再構成し後世に継承される形式となつたのは『新儀式』である。ただ歳時への一本化はこれより早く私撰儀式書『本朝月令』にはじまる。⁽¹¹⁾この名前は『礼記』月令に由来すると考えられる。⁽¹²⁾

『礼記』月令は、孟春から季冬までの十二ヶ月を季節の順に並べる。そしてそれぞれの月の典型的出来事や特徴的出来事、太陽をはじめとする天文のこと、気温や風などの天候のこと、植物や動物の活動のことなど自然環境の様子が描写される。そのうえで、天子または王がそうした中でどのような行為をするべきなのか、どのように命令を発するべきなのかを述べる。それぞれの季節に適合することを命じるべきとされ、もしも季節に合わない命令を出してしまふと天候不順や疫病や反乱や植物の成育不良などの問題が生じると述べている。

こうした内容から二つのことが言える。一つは季節順の歳時として構成されること⁽¹³⁾、もう一つはその命令もしくは実行者が天子であることである。

全体の構成の基調にあるのは自然環境の循環的変化するうち四季の移り変わりである。そしてこれを受けとめたうえで、どのように対応しまた活用するかを述べている。礼はその内容もさることながら、『礼記』礼器で「礼は時を大なりと為す」と言われるように、どのような行動であれ

まず実行する時期が重要である。農事に関する行動がもっとも理解しやすいが、そればかりでなく政治や祭祀なども行うのに適切な季節があるとされている。人の行為に対して自然環境も反応し、もしくは自然環境に人が影響を与え、その結果が人に返ってくる。災害を防ぎ収穫を得るためには、季節を見極めその時々に必要な行為を適宜実行することが求められる。取るべき行為は自然の状況によって制約されるといふべきもので、天子・王といえども自然と無関係な恣意的行為ができるわけではない。時令思想に基づいているので、命令や行為の性質によって分類するのではなく、すべてが季節順に配列される。

こうした自然の変化に適切に応じて王は命令を出すという考えが前提にあると、その命令は天候の調和とか農作物の実りをもたらしものとして格別の意味を持つ。命令や行為の内容を恣意的に決定できるわけではないが、季節に応じて命令することが王を王たらしめる。『礼記』月令は命じる王に特有のこととして構成され、卿大夫は王に従う者であって独立した主体にはならない。こうした点は、『荆楚歳時記』など日本での個々の儀式の整備の際に参考にされたと思われる他の歳時書にはない特徴である。

これを日本の儀式書と比較すれば全体の構成に関して類似性が高いことは明らかである。儀式書には、『礼記』

月令で各季節の最初に置かれる自然環境の典型的な様子の記述はないが、全体を歳時として構成すること、その中に政務や政治的命令が含まれることは、最初の『内裏式』ですで見られる。また月令には、のちに儀注に載せられる儀礼、たとえば皇天上帝・名山大川四方神・宗廟社稷の祭祀儀礼が古い形態で、季夏や季冬になすべきこととして記される。これに対し『内裏式』では類似的の祭祀儀礼は含まれないが、『貞観儀式』では上帝や宗廟社稷の祭祀になぞらえられる日本在来の神祇祭祀が独立したグループとしてではあるが加えられる。『本朝月令』になるとそのグループを解体し、日付によってそれぞれを歳時の一つとして配列し直し、『新儀式』でもこれを踏襲していると推認される。つまり『礼記』月令と同じ構成になっている。

日本の儀式書が内裏に代表される権力中枢の規定ばかりで、天皇と官人あるいは官人同士を差別化する作用が乏しいものになったのも、『礼記』月令と同様である。『開元礼』などの儀注は各身分の儀礼を差別化して規定することで身分のヒエラルキーを構築し再生産するものであり、日本の儀式書がこうした儀注に倣って成立したと考えるのは難しい。しかし儀式書は、各儀式に関しては儀注を参考にしながらも、全体の構成は『礼記』月令に倣ったと考えれば整合性は高い。

日本の儀式書が『礼記』月令に倣ったとする直接的証拠はないが、状況証拠は揃っている。⁽¹⁴⁾すでに請来されて久しい『礼記』にはもちろん月令が含まれていた。漢代以降『礼記』月令は単独でも流通し、唐でも尊重され、玄宗は『刪定礼記月令』を作っている。こうした文献は『開元礼』などの儀注とならんで日本にもたらされたであろう。官撰儀式書の成立より後の時代のものだが、『日本見在書目録』にも蔡邕『明堂月令論』、唐玄宗『刪定礼記月令』など単行のものが記載されている。そして先述のように最初期の私撰儀式書の名前が『本朝月令』なのである。『本朝月令』であらわれ、後続の儀式書で踏襲される全体の構成が『礼記』月令を手本にした可能性は高い。

七、神祇祭祀の位置づけの変化

『内裏式』から『新儀式』への発展は、『礼記』月令の構成に向かう過程と捉えられるが、その一方で日本在来の神祇祭祀が政治との関係を変化させる過程としての意義もある。

『日本書紀』崇神紀などによれば、そもそも神祇祭祀は一方的に崇りなす神が要求した行為で、これを行うことで崇りを鎮めて人が生活可能な空間が確保される。国土の

政治的支配や統治の前提条件として必要不可欠ではあるが、神祇祭祀の実行は政治の内容に直接には影響を与えないし制約ともならず、また政治的支配の正統性に必ずしも結びつかない。神事は政事に先んずるもので、両者はそれぞれ分けるものと考えられていたので、律令官制においても神事を扱う神祇官と政治を扱う太政官が別々に設置される。

律令体制の確立した後、朝廷が主導して唐の文化や制度などのさらなる理解と導入が継続的に進められる。具体的には、すでに行われていた朝賀が唐に倣い整備され、釈奠も比較的早い時期に行われてはいたが吉備真備により新たに請求された儀注に倣い整備され、また山陵祭祀の別貢幣は桓武天皇により中国の天子七廟になぞらえて整備されるなど、様々な儀式が政治の一環として唐を模倣し整備されまた導入される。これらを集積し歳時として配列したのが最初の儀式書の『内裏式』である。このとき神事が含まれていないのは、神事と政治とは区別すべきものという考えが根底にあったからであろう。

こうした儀式のさらなる導入の一つとして郊祀も試みられた。郊祀は天を祭る皇帝に特有の儀礼で、『開元礼』では一番最初に皇帝冬至祀円丘として規定される。これは天命思想と密接に関連するもので天子を正統化するため、宗廟祭祀と並び最も重要とされる。桓武天皇はこれを日本へ

導入しようと試みる。ただ天帝の觀念が実質をもって浸透していなかったためか郊祀自体の受け入れは難しく、これとの類似性が比較的高い日本在来の神事によって代替させた。だからこそ『内裏式』にはなかった神事が『貞観儀式』で新たに加えられ、政治的儀式の中に確かな位置づけがなされた。そして『貞観儀式』の成立後に郊祀が試みられなくなるのである。¹⁵⁾そして儀式というのがその実行主体を権威づけその地位や身分を確かなものにするという觀念も受け止められた。

在来の神事を郊祀になぞらえ儀式書に記載することで、神事についての理解は大きく変わる。それまでは神事は政事に先立つ必要条件で両者は異質なもので区別されるという觀念があつたが、神事を儀式書へ記載することで神事も政治的儀式の一つとして新たに位置づけ直される。神事は独立したグループを形成し、その限りで他の政治的儀式と区別されてはいるが、政治の範疇で捉えるべきものへと転化した。

ひとたび同列に並べられると、政治的儀式と神事の区別は判然としなくなつてゆく。『内裏式』『貞観儀式』『延喜儀式』の間で、分類が揺らぐものもある。『貞観儀式』で朝廷内神事に分類されたものが『延喜儀式』では歳時に分類し直されることが多いものの、反対に、『内裏式』から

あり最初は歳時であったのに、その後神事に分類され直すものもある。在来の神を対象とするものであっても神事に分類されずとは限らない。分類の傾向は必ずしも一つの方
向に収束するわけではない。

たとえば、新嘗祭は歳時のみの『内裏式』からあるが、『貞観儀式』では朝廷内神事に、『延喜儀式』では歳時に分類される。御体御卜は、『貞観儀式』で朝廷内神事だったのが、『延喜儀式』では神事になる。大祓と伊勢奉幣は、『貞観儀式』ではじめてあらわれ朝廷内神事とされるが、『延喜儀式』で歳時に分類される。賀茂祭は歳時のみの『内裏式』ですでにあり、『貞観儀式』では朝廷外神事となり、『延喜儀式』では神事に分類される。最勝王經会(御修法)は、『貞観儀式』で朝廷内神事とされ、『延喜儀式』では歳時とされる。積奠は、『貞観儀式』では歳時だが、『延喜儀式』では積奠講論として神事のなかに置かれる。山陵祭祀は廟祭に準じる物として整備されたが一貫して歳時に分類される。大饗は大祓との類似性があるものの一貫して歳時とされる。

中国の儀礼は『開元礼』の冒頭にある序例が端的に示すように、方法が基本的に共通するものになっていて、種類の異なる儀礼であっても方法には高い類似性がある。律令制下の神祇祭祀は、律令制以前から行われていたものを継

承しているとはいえ、律令編纂時に中国の律令およびこれと密接に関係する儀注に倣って整備された。そしてその後朝廷によってあらたに導入された整備された様々な儀式もまた儀注を参考にしている。だから同様のものを手本とした律令の編纂時に整備された神事と、そのうち新たに導入された儀式は、方法においておのずと類似性が高くなる。^①

したがって峻別されるべきという意識がなくなれば、二つの区別はほどなくあいまいになる。郊祀の導入の試みを契機にひとたび神事が朝廷の歳時と同列に並べられると、相互に比較されることで両者の類似性が意識されるようになる。神事は政治的儀式と似ているという認識は、それまでの政事と神事はそもそも性質が異なるという観念を凌駕する。神事と政事を隔てる認識の壁は溶解し、神事の政事に対する独立性は薄れてゆく。

在来の神祇祭祀と儀式書の構成で手本としたであろう『礼記』月令との親和性の高さも、これを後押しする。『礼記』月令によると、ほかの行為や命令とともに、祭祀儀礼もいつも通り決められたようにすれば自然環境は調和して穏やかになり、反対にそうしないと自然の運行は混乱して災害などの問題が発生する。祭祀儀礼の実行を含む時令は、人間社会の中で完結するものではなく、自然の状態と関わる対自然的行為として意味付けられている。これは日本在

来の神祇観念、すなわち神の要求通りに祭祀をしないと祟りにより災害が生じ、祭祀をすれば祟りは収まり疫病も天災もない穏やかな状態になるという認識と似ている。結果にいたる機序は同じではないが、祭祀を実行したらどういう結果になるか、反対に実行しなかったらどういう結果になるかという部分においては同じである。

日本の官撰儀式書が『礼記』月令に倣って編纂されるなか、このようにかつての神事と政事を峻別する意識の弱まりと、在来の神事と月令の祭祀儀礼との類似性という条件が調うことで、神事は政事的命令や農事的行事とともに歳時の一つとされ、これらが区別なく季節順に並ぶように儀式書は再構成された。かつては神事が生存や生活の前提条件をまず確保し、その上で政治的統治があるという二層構造として認識されていたが、『本朝月令』や『新儀式』では神事が政治の中にとりこまれ単層化した状態で把握された。官撰儀式書での模索の過程で、神事は政事とは異質でこれに対して先立つものから、政事の一つとなりその中で優先されるものに変質し、ながく踏襲されることになる着地点を得たのである。

おわりに

本稿は、中国の儀注と日本の官撰儀式書との異同、儀式書と『礼記』月令の類似性、儀式書における在来の神祇祭祀の位置づけの変化について以下のように論じた。

儀注は経書という礼の一部のみを受けたもので、律令や唐六典と区別される。儀注は皇帝から官人の各人が主体となる礼を規定し、それによってこれらの身分を差別化してヒエラルキーを構築し、また礼を行う各人の地位を相互に承認するものであった。これに対して日本の儀式書は、独立した個人が主体になるものは含まれない。日本では権力中枢の集団を実行主体として、節日の一つの核とする歳時として儀式書が構成されている。各儀式は天皇と臣下の協働により実行され、これによって中央集権的権力の屹立とその権威の向上が実体的に表現される。儀式には天皇や官人の身分を差別化し序列化する作用がむしろ希薄である。唐での認識では、歳時は自然の運行やそれへの対処行為とされ、人間の相互関係を構成する礼とはまったく別の範疇とされる。儀式書が全体の構成において儀注を手本としたとは考えられない。

全体の構成や性質の類似性などから考えられる手本は

『礼記』月令である。官撰儀式書の構成における神事の位置の変遷も、この構成に収束してゆく。在来の神祇祭祀は本来政治とは区別されこれに先立つものと位置づけられていたが、神祇観念と月令の類似性ないし親和性もあり、試行錯誤を経て政治的儀式の一つと位置づけ直され、その中で優先されるものになった。後世ながく踏襲される構成がこうしてできあがった。

以上のように摂関期以降ながく公家社会で規範とされる儀式書で採用される構成が形成されるまでの過程から、儀式書が礼秩序を実現する儀注ではなく『礼記』月令に沿うかたちで構成され、これにともない神祇祭祀の政治に対する位置づけも変化したことを明らかにした。

注

(1) 本稿では考察対象とする官撰儀式書について以下の立場をとる。最初の官撰儀式書は『内裏式』であり、内容は『内裏儀式』を継承している。『内裏式』こそがいわゆる「弘仁儀式」であり、これ以外に「弘仁儀式」を想定しない。現存『内裏式』はおそらく抄略本で必ずしも原形そのままではない。現存『儀式』は『貞観儀式』である。『延喜儀式』はたしかに存在したが最終的な完成・施行はなかった。その目次は『本朝法家文書目録』所収の目

録の通りであったと見なす。『新儀式』は『清涼記』と異名同書で村上朝の成立である。なお『内裏式』および『儀式』は、今泉定介・関根正直等編『内裏儀式・内裏儀式疑義辨・内裏式・儀式・北山抄』（明治図書出版・吉川弘文館、一九五四年）を用いた。『延喜儀式』は散逸し逸文が残るのみだが、目次については『続々群書類従第十六』（続群書類従完成会、一九七〇年）所収の『本朝法家文書目録』を用いた。『新儀式』『本朝月令』は『新校群書類従第四卷』（名著普及会、復刻、一九七七年）公事部所収ものを用いた。なお儀式書全体の構成に言及したものに坂本太郎『律令制度 坂本太郎著作集第七卷』（吉川弘文館、一九八九年）と所収『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会、一九八五年）があるものの、これを中心的課題とする研究は管見ではみあたらない。ほかに黒板勝美編『類聚国史』（吉川弘文館、国史大系、一九六五年）、小長谷忠吉『日本国見在書目録解説稿——附・同書目録・同書索引』（小宮山出版、一九七六年）、竹内昭夫『礼記上・中・下』（明治書院、新釈漢文大系、一九七一一・一九七九年）欧陽詢撰・汪紹楹校『藝文類聚』（上海古籍出版社、一九九九年）、古典研究会『大唐開元礼』（汲古書院、一九七二年）を用いた。

(2) 石村貞吉『有職故実 上・下』（講談社学術文庫、一九八七年）、山中裕『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣

出版、一九八八年)、山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)、大日方克己『古代国家と年中行事』(吉川弘文館、一九九三年)、三宅和朗『古代国家の神祇と祭祀』(吉川弘文館、一九九五年)、彌永貞三『日本古代の政治と史料』(高科書店、一九八八年)、和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰上』(塙書房、一九九五年)、稲田奈津子『日本古代の喪葬儀礼と律令制』(吉川弘文館、二〇一五年)、滝川政次郎『律令の研究』(刀江書院、一九三一年)、坂本太郎(前掲書)、大津透編『律令制研究入門』(名著刊行会、二〇一一年)、大津透『古代の天皇制』(岩波書店、一九九九年)、所功『平安朝儀式書成立史の研究』(前掲書)、所功『宮廷儀式書成立史の再検討』(国書刊行会、二〇〇一年)、西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)、西本昌弘『日本古代の年中行事書と新史料』(吉川弘文館、二〇一二年)、池田温編『中国礼法と日本律令制』(東方書店、一九九二年)、古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』(吉川弘文館、一九九八年)、大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)など多数。

(3) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(前掲書)。西本は儀式書は『内裏式』や『内裏儀式』以前にすでに儀式個別のものを含め編纂されていた可能性を指摘するが、本稿では複数の儀式を集成した官撰儀式書は『内裏式』から

はじまるとの立場から論じる。

(4) 彌永貞三(前掲書) 参照。

(5) 現存『内裏式』はおそらく抄略本だが、個別の儀式の出入りがあるにしろ全体の構成に関しては基本的に影響していないとして、これを考察する。『内裏式』および『内裏儀式』については所功『平安朝儀式書成立史の研究』(前掲書)などを参照。

(6) 『類聚国史』には散逸した巻があり完全にはわからないが、巻第七十一の歳時部二の最初の元日朝賀から巻第七十四の歳時部五の最後の大饗まで、日付順で節日などが並べられる。そして巻第七十五の歳時部六では、告朔、二孟、曲宴がある。続く巻第七十六は欠け、歳時部か否かを含め不明。

(7) 詳しくは所功『平安朝儀式書成立史の研究』(前掲書) 参照。

(8) 「年中行事御障子」もこうした指向性のなかで、仁和元年に清凉殿に立てられる。完成度の高い『延喜儀式』が用いられなかった理由の一つとして、「年中行事御障子」の行事を日付順に記す形式がすでに成立し受け入れられたことがあるかもしれない。

(9) 身分により等級を設ける儀礼的行為は儀式書ではなくむしろ律令で規定している。典型的なのは、儀制令の太陽虧条と喪葬令の服紀条。

(10) 式文中の「儀式」が具体的にどの文献かなどは、所功『平安朝儀式書成立史の研究』（前掲書）参照。

(11) 神事を含む全ての儀式を歳時として一本化することは、仁和元年の成立の「年中行事御障子」で実現しているが、儀式書でこの体裁をとったのは『本朝月令』が最初であろう。

(12) 季節順に行事を並べるものには『四民月令』や『荆楚歲時記』といったものもあるが、「月令」という語句と、「本朝」の語句が用いられていることを考え合わせれば、これらよりも『礼記』月令の影響と考えるのが妥当である。

(13) 『芸文類聚』や『初学記』でも、歳時に『礼記』月令が多く引用されている。

(14) ほかに、時令思想が受容された形跡が文徳天皇の仁寿三年四月廿六条の詔勅にある。まず「皇王は極を建て政を布き、其の時に順ふを貴び、聖哲は規を凝し風を宣べ、其の節に應ぜむと欲す。故に能く庶物を裁成し……」と季節に従い万物をよい状態にする理想的な君主の描写にはじまる。そして具体的な対応策として命じるのに「月令は、春夏は寛大之令を下し、徳化之政を頒ち、以て天帝に順ひ、以て災変を救ふ。有司は職任を務脩し、欽みて時訓を奉じて……」と言う。「月令」を踏まえ、また「其の時に順ふを貴ぶ」や「欽みて時訓を奉じて」という語句から時令思想に基づいていることがうかがえる。

(15) 正史によれば、桓武天皇が延暦四年と同六年に、しばらくして文徳天皇が斉衡三年に実施したのみ。祭文は『開元礼』の郊祀をほぼ踏襲する内容になっている。『貞観儀式』が貞観十四年～十九年に成立して以降、郊祀の記事は全く見られない。『貞観儀式』以下の儀式書でも郊祀は規定されていない。

(16) この序例所載の条文の多くが唐令にあったと推定される。仁井田陞・池田温『唐令拾遺補——附唐日両令対照一覧』（東京大学出版会、一九九七年）参照。

(17) もっとも分かりやすいのは神祇令の斎戒規定と『延喜式』の積奠の斎戒規定で、両者は食肉の禁忌の有無以外同じである。

（中央大学兼任講師）